



愛媛県報

発行 愛媛県

平成31年 4月23日 火曜日 第3071号

◇ 目 次 ◇

落札者等の告示.....（原子力安全対策課）... 338

指定自立支援医療機関の指定.....（障がい福祉課）... 338

大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....（経営支援課）... 339

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....（ " ）... 339

農用地利用配分計画の認可申請.....（農政課農地・担い手対策室）... 340

漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....（水産課）... 341

基本測量の終了の通知.....（道路維持課）... 341

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....（都市計画課）... 341

医師の指定.....（福祉総合支援センター）... 341

指定医師の所在地の変更.....（ " ）... 341

歳入の徴収又は収入の委託（2件）.....（警察本部会計課）... 341

人事委員会告示

2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査の実施.....（人事委員会事務局）... 342

公営企業告示

病院の業務に係る公金の徴収の事務の委託.....（公営企業管理局）... 342

正 誤

平成31年 3月31日付け第3064号外 2 愛媛県条例第25号（愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例）中.....（税務課）... 342

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第371号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成31年 4月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
原子力防災ドローンオペレーション強化事業に係る維持管理業務一式	愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成31年 4月1日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目3番3号	32,980,680円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。

○愛媛県告示第372号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成31年 4月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
フロンティア薬局 新田町店	新居浜市新田町二丁目2番9号	株式会社 フロンティア	薬局（育成医療・更生医療）	平成31年 4月1日
エンジェル薬局 宮川店	四国中央市三島宮川四丁目4番9号	有限会社 エンジェルファミリー	薬局（育成医療・更生医療）	平成31年 4月1日

しんぐう薬局	四国中央市新宮町新宮50	有限会社 エンジェルファミリー	薬局（育成医療・更生医療）	平成31年 4月1日
エンジェル薬局川之江井地店	四国中央市川之江町331番地1	有限会社 エンジェルファミリー	薬局（育成医療・更生医療）	平成31年 4月1日
いずみ薬局	今治市末広町一丁目6番地22	株式会社アルティザン	薬局（育成医療・更生医療）	平成31年 4月1日
エール薬局一本松店	南宇和郡愛南町一本松5157	株式会社 Yell Pharmacy	薬局（育成医療・更生医療）	平成31年 4月1日
エール薬局城辺店	南宇和郡愛南町城辺甲2481-1	株式会社 Yell Pharmacy	薬局（育成医療・更生医療）	平成31年 4月1日
本郷調剤薬局	新居浜市本郷三丁目5番35号	株式会社 メディシス	薬局（育成医療・更生医療）	平成31年 4月1日
王子調剤薬局	新居浜市王子町3番2号	株式会社 メディシス	薬局（育成医療・更生医療）	平成31年 4月1日

○愛媛県告示第373号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成31年4月23日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ザグザグ伯方店
今治市伯方町叶浦甲1666-1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ザグザグ
岡山県岡山市中区清水369番地2
代表取締役 森 信
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ザグザグ
岡山県岡山市中区清水369番地2
代表取締役 森 信
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和元年12月12日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,035平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数
35台
 - イ 駐輪場の収容台数
10台
 - ウ 荷さばき施設の面積

30平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

5.7立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

2 届出年月日

平成31年4月11日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第374号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の

日から4月間縦覧に供する。

平成31年 4月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
マルヨシセンター山越店	松山市山越三丁目77番地 外	大規模小売店舗の名称	マルヨシセンター山越店	(仮称)ザ・ビッグ松山山越店	令和元年 6月8日	平成31年 4月11日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社マルヨシセンター 香川県高松市南新町4番地の6 代表取締役 佐竹 克彦	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52 代表取締役 加栗 章男		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第375号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成31年 4月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 の 日
(仮称)ザ・ビッグ松山山越店	松山市山越三丁目77番地 外	荷さばき施設の位置及び面積	1 箇所 126平方メートル	2 箇所 224平方メートル	令和元年 12月12日	平成31年 4月11日
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前7時から午後9時まで	午前6時から午後9時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第376号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)

第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課農地・担い手対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成31年 4月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積 (㎡)
農事組合法人 ファーム北条	愛媛県西条市	愛媛県西条市広江14 0番 1 ほか128筆	229,976

2 申請年月日

平成31年 4月11日

○愛媛県告示第377号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成31年 4月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成31年 4月23日から 5月 6日まで

○愛媛県告示第378号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成31年 4月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
基本測量（国土広域情報 修正）
- 2 作業期間 平成30年 4月 1日から
平成31年 3月31日まで
- 3 作業地域 愛媛県内全域

○愛媛県告示第379号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、新居浜都市計画特定用途制限地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成31年 4月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第380号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成31年 4月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指定年月日
肢体不自由、呼吸器機能障害	小 児 科	独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター	濱 田 智 子	東温市横河原366番地	平成 31年 4月 1日
視覚障害、平衡・音声・言語機能障害	脳神経外科	住友別子病院	高 橋 潔	新居浜市王子町3番1号	平成 31年 4月 1日
呼 吸 器 機 能 障 害	呼吸器内科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	山 本 将一朗	東温市志津川	平成 31年 4月 1日
肢体不自由、平衡・音声・言語機能障害	脳神経外科	たに脳神経外科・内科・ものわずれクリニック	谷 到	新居浜市郷2丁目1-10	平成 31年 4月 1日
心 臓 機 能 障 害	心臓血管外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	浪 口 謙 治	東温市志津川	平成 31年 4月 1日

○愛媛県告示第381号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成31年 4月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年月日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
佐々木 康 浩	喜多医師会病院	大洲市東大洲1563番地 1	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	平成30年 1月 1日

○愛媛県告示第382号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定によりパ・キング・チケット発給手数料の収納事務を次のとおり委託し

た。

平成31年 4月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

受託者名称	受託者の主たる事務所の所在地	委託した事務の範囲及び内容	委 託 期 間
有限会社 セイコービルサービス	愛媛県松山市北藤原町 1 番地18	パ - キング・チケット発給設備（今治市内）からの手数料の収納の事務	平成31年 4月 1 日から 平成32年 3月31日まで

○愛媛県告示第383号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 2 項の規定によりパ - キング・チケット発給手数料の収納事務を次のとおり委託した。

平成31年 4月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

受託者名称	受託者の主たる事務所の所在地	委託した事務の範囲及び内容	委 託 期 間
有限会社 セイコービルサービス	愛媛県松山市北藤原町 1 番地18	パ - キング・チケット発給設備（松山市内）からの手数料の収納の事務	平成31年 4月 1 日から 平成32年 3月31日まで

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第 3 号

2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査を次のとおり実施するので、愛媛県統計調査条例（平成20年愛媛県条例第68号）第 3 条第 2 項の規定により告示する。

平成31年 4月23日

愛媛県人事委員会

委員長 宇都宮 嘉 忠

- 1 調査の目的
地方公務員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するための基礎資料の作成
- 2 調査対象の範囲
県内の企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所
- 3 報告を求める事項
 - (1) 事業所に関すること。
 - (2) 給与制度に関すること。
 - (3) 従業員の給与に関すること。
 - (4) 採用に関すること。
 - (5) その他勤務条件に関すること。
- 4 報告を求める事項の基準となる期日
平成31年 4 月分の最終給与締切日
- 5 報告を求める者
2 に該当する事業所のうち無作為に抽出されたもの
- 6 報告を求めために用いる方法
実地調査
- 7 報告を求める期間
平成31年 4月24日（水）から令和元年 6月13日（木）まで

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第 2 号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の 2 の規定により、病院の業務に係る公金の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成31年 4月23日

愛媛県公営企業管理者 兵 頭 昭 洋

- 1 委託した事務の範囲及び内容
愛媛県立病院未収金の回収の事務
- 2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
弁護士法人館野法律事務所 東京都渋谷区渋谷二丁目16番 8 号
南雲ビル
- 3 委託期間
平成31年 4月 1 日から令和 4年 3月31日まで

正 誤

○正 誤

平成31年 3月31日付け第3064号外 2 愛媛県条例第25号（愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例）中

ページ	箇 所	誤	正
2	改正前欄中 上から13行目	場合には	場合には
21	附則第 4 項表中 右欄 上から 8 段目	（平成31年法律第 号）	（平成31年法律第 2 号）